

## 空き家バンク制度で定住を支援します

市では市内の空き家を有効活用する「花巻市空き家バンク」制度で本市への定住を支援しています。

空き家バンクとは、空き家を「売りたい・貸したい」という空き家所有者と、空き家を「買いたい・借りたい」という定住希望者を、市が橋渡しする制度です。

空き家についての情報は花巻市移住定住ポータルサイト「いいトコ花巻」(<http://www.iitoko-hanamaki.jp/>)内で公開しています。

花巻市空き家バンク利用者に対する支援策

「売りたい・貸したい」

空き家の所有者

▼空き家バンクの登録件数を増やし、利用者の選択肢を多くするため、住所要件など一定の要件を満たす売買もしくは賃借契約が成立した空き家所有者に対して「空き家バンク活用奨励金」(10万円)を交付します

▼空き家バンクの登録者などが岩手銀行の金融商品「いわぎん空き家活用・解体ローン」を活用する場合、通常より優遇された金利で融資を受けられます

「買いたい・借りたい」  
空き家への定住希望者

▼県外から空き家バンク登録物件に引っ越し場合、リフォームに係る経費や引っ越し費用の総額の2分の1を、限度額内で補助します

限度額  
● 売買：200万円  
● 賃借：100万円

いずれの支援制度も一定の条件を満たす必要があります。支援制度や空き家バンクについて、詳しくは左記へお問い合わせください。

### 空き家バンクへの物件登録をお願いします

平成28年3月31日時点で、52件が空き家物件登録されています。

大迫・石鳥谷・東和地域では登録物件数がまだまだ少ない状況です。空き家の有効活用を考えている人は、ぜひ空き家バンク制度をご利用ください。

#### 〈物件登録の流れ〉

- ①花巻市役所に連絡。空き家バンクについて詳しく説明
- ②担当する不動産業者をリストから選定
- ③登録申請書に物件の詳細を記入して、市に提出
- ④不動産業者が現地調査を行い、その結果を市に報告
- ⑤市が登録の可否を判断し、その結果を所有者に連絡
- ⑥不動産業者が平面図を作成するほか、表示価格を算定し所有者と調整
- ⑦物件情報を空き家バンクに登録し、インターネットサイトから情報を発信

#### 【問い合わせ】

本庁秘書政策課(☎24・2111  
内線213)